

# 「新見市版地域共生社会構築計画」小規模多機能自治 Q A 集

## ●一般的事項

番号	Q	A
1	行政地区や既存の地域団体はどうなるのか。	<p>変わりありません。各行政地区や地域団体などいろいろな人の意見を総括し、取りまとめる組織が「地域運営組織」となります。</p> <p>ただし、「地域運営組織」の立ち上げにあたっては、これを機に、地域内の各種既存組織が持つ役割や機能を点検したうえで整理統合に努め、役員の負担軽減や業務の整理を図る必要があると考えています。</p> <p>※「地域運営組織」 地域の将来を見据えた計画をもって、今後の地域づくりの中心的役割を担い、その区域を包括する地域唯一の代表機関となるイメージである。</p>
2	小規模多機能自治により、地域が具体的にどのように変わるのか。	<p>地域毎に異なった地域特有の課題を、地域が主体となって解決し、そこに暮らすすべての人を支えられる仕組みづくりを目指します。</p> <p>そうすることで、「人と人がつながり、地域活力と自治力を取り戻す」こととなり、人と地域が元気なまちになると考えています。</p>
3	地域運営組織の活動区域は市が決めるのか。地域が独自に決めることができるのか。	<p>地域が独自に設定することになります。日常生活圏域（大字区域や小学校区（旧小学校区を含む。））なども考慮しながら、地域それぞれの特性に応じ、地域内、地域間で協議し、最も活動しやすい区域を選択することが必要です。</p>
4	他にも取り組んでいる地域があるのか。	<p>全国で約250の自治体に取り組んでいます。今後、導入する自治体はますます増加することが見込まれます。県内では、総社市と笠岡市が代表的です。</p> <p>※「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」 「小規模多機能自治（概ね小学校区での住民主体のまちづくり）」の全国的な推進・連携を目的に、平成27年2月17日に142会員で設立されており、島根県雲南市が代表を務めている（平成30年12月末現在291団体）。</p>
5	結局、行政ができなくなった（するべき）ことを地域にまる投げ（肩代わり）することで	<p>市は引き続き、各種施策に全力で取り組んでまいります。</p> <p>小規模多機能自治は、一律な行政サービスでは手の届かない各地域特有の課題に対応するため、市の施策プラスαの取組となります。複雑・多様化する市民のニーズや各地域特有の課題に対応するため、市は人的支援や財政的支援を行い、地域と行</p>

	はないのか。責任転嫁ではないのか。	政が協働して課題解決に取り組んでいきたいと考えています。
6	今でも、しっかり地域活動に取り組んでいて、これ以上の活動を行う余裕はない状況である。	これまでの地域活動は、主にイベントを中心に取られてきましたが、小規模多機能自治では、例えば「これまでしていた地域行事（イベント）を半分にして、その半分以上を地域の課題解決に」という考え方があります。地域の将来計画を策定する中で、現在の取組が今後も必要かどうかについても整理する機会になります。
7	新見支局管内の「地域づくり推進委員会」と「地域運営組織」との関係はどうか。	地域によっては「地域振興会」のほか「地域づくり推進委員会」が母体となって「地域運営組織」に移行することも一つの方法です。同一区域で「地域運営組織」が設立された地域では、「地域づくり推進委員会」は廃止します。 ※「地域づくり推進委員会」が4支局管内に設置されていないという不均衡の解消にもつながります。
8	地域運営組織を立ち上げると、地域に新たな組織ができて、地域の負担が大きくなるのではないのか。	地域の振興会などの母体となり得る組織がある場合は、その組織をもって地域運営組織への移行を目指します。地域運営組織への移行（立ち上げ）にあたっては、これを機に、地域内の各種既存組織が持つ役割や機能を点検したうえで整理統合に努め、役員の負担軽減や重複する業務の整理も合わせて行ってもらいたいと考えています（行事、会議、組織の棚卸し）。
9	地域運営組織を運営していくことは、地域負担が大きくなるのではないのか。事務などを地域担当職員がやってくれるのか。	地域づくりは、地域の自主性・自立性が重要であるため、地域自ら事務を行うこととなります。 役員（事務局）の人件費を、一括交付金の一部に計上して交付します。 地域担当職員は、必要な情報提供やアドバイスを中心として地域と行政とのパイプ役となります。
10	地域運営組織が立ち上がらなかった場合、何かペナルティはあるのか。	「小規模多機能自治」は、これからの新しいまちづくりの仕組みとして提案するものです。市内全域での取組を期待していますが、設立されない場合は、既存のサービスが継続されます。
11	地域運営組織が立ち上がった場合、現在行っている「小地域ケア会議」はどうか。	「小地域ケア会議」は、地域課題を抽出・検討・共有し、解決に向けて考える場であり、重要な取組であることから、今後も継続します。
12	地域運営組織への移行（立ち上げ）をしようとした場合、何から始めればよいのか。	地域運営組織を設立する機運が高まった時点で地域の魅力や課題を洗い出し、将来像や具体的取組について話し合う場を設けていただくこととなります。 その中で「地域の将来計画」の策定が必要ですが、設立までの過程においても、地域担当職員や総合政策課が中心となって

		サポートします。
1 3	地域運営組織の立ち上げの準備に必要な経費は、誰が負担するのか。(例：資料用紙代、会場使用料、お茶代など)	立ち上げに向けての会合に要する費用は、(社会通念上)可能な限り市が負担します。

### ● 小規模多機能自治一括交付金

番号	Q	A
1 4	一括交付金は何に使えるのか。	<p>一括交付金は、将来計画に沿った年度計画に定められた事業に活用できることとしています。</p> <p>地域づくり、防犯、交通安全、防災活動のほか、地域課題解決につながる活動など、地域のためになることであれば原則として制限なく使えます。</p>
1 5	「将来計画」とは。	<p>地域運営組織として一括交付金の交付を受けるには、地域の将来像を見据えた「将来計画」の策定を必須としています。</p> <p>※ 小規模多機能自治の取組は、地域住民が地域の課題を自分事として認識するとともに地域内で共有することが重要であり、「話し合う場」と「人が集う場」づくりに努めながら、機運の醸成を図っていきます。</p> <p>話し合いの中で、地域課題の共有や地域づくりのアイデアの掘り起こしを進め、それを具体化し地域自らが将来展望を描きながら夢と希望を持って活動していくための将来計画を策定していただきます(地域担当職員が中心となってサポート)。</p>
1 6	使途に必要な以上の制限を設けないとのことだが、具体的な制限は何か。	<p>交付金の交付対象とならない事業として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宗教又は政治活動を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、昔から地域に伝わる慣習的な行事(とんどまつりや地域の神様のまつりなど)は可。神社や寺が主体となって行う行事や、明らかな個別の宗教活動(○教)は不可。</li> </ul> </li> <li>● 公序良俗に反する事業</li> <li>● 活動の効果が、特定の個人・団体のみに帰属することを目的とする事業</li> </ul> <p>が挙げられます。</p> <p>このほか、飲酒代、単なる会員相互の懇親会、慰労会に伴う飲食代など、社会通念上適切でないとする経費は対象としません。</p>

17	一括交付金は、毎年申請する必要があるのか。また、交付金を使い切れなかった場合、市へ返納する必要があるのか。	毎年、年度当初に申請する必要があります。残金が生じた場合は、市と協議のうえ、翌年度へ繰り越すことも可能です。
18	地域運営組織を立ち上げ、一括交付金へ移行するメリットとデメリットは何か。	<p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化する地域課題に対し、「地域で必要なことを地域が決めて地域で取り組む。」ことができるようになります。</li> <li>・統合可能な各種の補助金を統合して交付することで、補助金毎、個別の申請手続きが必要なくなり、また、細かな使途の制約もなくなります。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員や事務局をする人に一定の負担が掛かりますが、役員（事務局）の人件費を一括交付金の一部に計上します。</li> </ul>

**【問い合わせ先】**

〒718-8501 新見市新見310番地3

新見市 総務部 総合政策課 協働推進係

TEL:0867-72-6143 FAX:0867-72-6181

E-mail:s-seisaku@city.niimi.okayama.jp